

令和3年度



# 宜野湾市内で地域福祉を推進する活動団体 への事業・活動助成金の募集します！



※この助成金は赤い羽根共同募金や社協の会費から配分しています。

## 【事業概要】

市内で活動する福祉団体及び地域団体に対し、地域福祉の推進を目的に、活動に要する費用を赤い羽根共同募金配分金及び社協会費から助成し積極的に取り組む団体への活動支援を図る。

## 【助成対象となる団体】

助成対象となる団体は、次に掲げる条件すべてを満たす団体。

- ①宜野湾市社会福祉協議会員で活動に理解がある団体。
- ②団体の所在地が市内にあり、地域福祉の向上を図ることを目的に1年以上活動を行っていること。
- ③法人格を有する団体（NPO法人は除く）でないこと。
- ④宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。

## 【助成金の種類】

- ①当事者団体への活動助成  
当事者団体会員の福祉活動を推進するために、必要な経費の一部を助成。
- ②地域福祉活動推進助成  
高齢者、障がい者、児童、ひとり親世帯等を支援する活動に必要な経費の一部を助成。

## 【助成金対象事業】

助成対象となる事業は、当事者団体会員の福祉向上、高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした見守り活動、居場所づくり等で地域福祉活動に資する事業とし、助成を受けることにより活動効果が十分に発揮できる事業とする。

## 【助成額】

助成額は、予算額及び全体の申請件数、団体の活動内容、事業内容等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し決定する。

- ①当事者活動助成事業 1団体2事業13万円を上限とする。
  - ②地域福祉活動助成事業 1団体1事業10万円を上限とする。
- ※ 助成額は、寄付金及び共同募金配分金の予算の範囲にて配分する。

## 【提出書類】

下記の書類を作成し、本会へ直接ご持参下さい。

- ①福祉団体等活動助成金申請書（様式第1号）
- ②福祉団体等活動助成金実施計画書（別紙1）、予算書（別紙2）
- ③その他、団体の概要、活動実績など

募集期間

令和3年1月18日（月）～2月19日（金）午後5時まで

応募先

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会 TEL 892-6525/FAX 892-0843

〒901-2205 宜野湾市赤道 2-7-1（市社会福祉センター内）

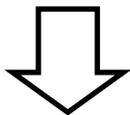
【宜野湾市社会福祉協議会 福祉団体等活動助成事業】

## ☆スケジュール

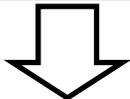
日 付	内 容
令和3年1月18日～ 2月19日17:00まで	助成金募集期間 ※各団体・社協HP・社協ラジオ等にて周知
令和3年 3月（中旬）	助成事業審査委員会審査（書類・プレゼン） 内定通知の送付
4月（月上旬）	助成金決定通知
6月（中旬）	各決定団体へ助成金交付式
事業完了	事業完了後1か月以内に事業実績報告書提出

## ☆具体的な流れ

**助成金募集期間**  
(1月18日～2月19日)



**審査委員会開催**  
(3月中旬)



**助成金決定**  
(4月上旬)



**助成金交付式**  
(6月中旬)



**報告書提出**  
(事業終了後1か月以内)

1. 広報
  - ①社協ホームページにて市民への広報を行う。
  - ②各団体など関係機関に募集案・ポスター掲示
2. 申請受付
  - ①申請に来所された際、記入漏れ等の確認、受付。
3. 審査委員会開催。助成金内定
  - ①審査委員会にて、助成申請のあった団体の活動助成内容について書類審査及びプレゼン審査し助成金の可否を内定する。
4. 助成金決定通知書
  - ①内定している団体へ正式に決定通知する。
5. 助成金交付式
  - ①決定団体への助成金交付式を開催。
  - ②後日、請求書を提出
  - ③助成金口座振り込み
6. 報告書提出
  - ①事業完了後、1か月以内に事業実績報告書を社協へ提出する。

